

平成 25 年度決算 普通会計財務書類の読み方

都城市

総合政策部 財政課

はじめに

平成18年6月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行革推進法）を契機に、地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が推進されています。

これにより、「新地方公会計制度研究会報告書（平成18年5月総務省）」で示された「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用して、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースでの4つの財務諸表を平成21年度までに整備することが義務付けられました。

こうした状況を踏まえ、都城市でも「総務省方式改訂モデル」を活用した普通会計財務書類4表を作成しました。

作成の基準

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類4表は、平成19年10月に総務省より公表された「新地方公会計制度実務研究会報告書」の「総務省方式改訂モデル」に基づき作成しています。

▼ 対象会計範囲

普通会計を対象としています。

（一般会計、整備墓地特別会計）

▼ 対象年度

作成の対象は平成25年度とし、平成26年3月31日を作成基準日としています。なお、出納整理期間における出納については、基準日までに終了したものとして処理しています。

▼ 作成基礎データ

昭和44年度以降の決算統計の数値を基礎として作成しています。退職手当引当金など一部の金額は、歳入歳出決算書や職員人事情報を用いて算出しています。

▼ 有形固定資産

有形固定資産は取得原価により計上しています。

昭和44年度以降の決算統計の普通建設事業費（補助金、負担金として支出した金額を除く。）を集計し、減価償却計算（用地取得費は除く。）した後の金額を計上しています。

また、普通建設事業費のうち、都城市以外の団体に補助金又は負担金として支出した金額については、都城市が所有する資産ではないため、有形固定資産には計上していません。

▼ 減価償却

土地以外の有形固定資産について、「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成19年10月総務省）」に定められた耐用年数により、定額法で減価償却を行っています。

▼ 退職手当引当金

年度末において、在職する全職員が自己の都合により退職するものと仮定した場合に必要な退職手当のうち、普通会計において負担することが見込まれる額を計上しています。

（「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率における算定方法と同一です。）

目次

はじめに

第1節	貸借対照表の読み方	1
1.	貸借対照表とは	1
2.	資産の内訳	3
3.	負債の内訳	5
4.	純資産の内訳	6
5.	バランスシートの分解	7
6.	注記	9
第2節	行政コスト計算書の読み方	11
1.	行政コスト計算書とは	11
2.	経常行政コスト、経常収益と純経常行政コスト	11
3.	行政コストの内訳とコスト構造	14
4.	経常収益の内訳と分析	14
第3節	純資産変動計算書の読み方	15
1.	純資産変動計算書とは	15
2.	純資産変動計算書の内容	15
第4節	資金収支計算書の読み方	18
1.	資金収支計算書とは	18
2.	経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の関係	18
3.	経常的収支の部の内訳	19
4.	公共資産整備収支の部の内訳	20
5.	投資・財務的収支の部の内訳	21
6.	注記	22
第5節	財務書類4表の関係	23

第1節 貸借対照表の読み方

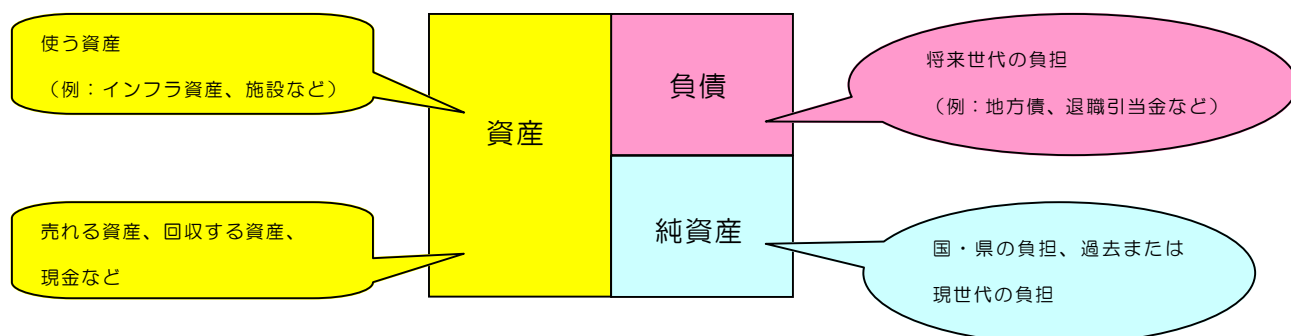
1. 貸借対照表とは

1) 貸借対照表の総括的役割

貸借対照表とは、自治体が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に最小表示した一覧表です。また、資産合計と負債・純資産合計額が一致し、左右のバランスがとれていることからバランスシート（BS）とも呼ばれます。

2) 貸借対照表の構成要素（資産・負債・純資産）

貸借対照表は下図のように資産・負債・純資産から構成されています。



「資産」には①自治体が住民サービスを提供するために使用すると見込まれるもの（使う資産）と、②将来、自治体に資金流入をもたらすもの（売れる資産、回収する資産）の2つがあります。例えば①についてはインフラ資産や施設などの有形固定資産が含まれ、②に関しては税金の未収入金や売却可能資産などが含まれます。

「負債」とは、将来、支払義務の履行により自治体から資金流出をもたらすものです。負債に計上される主たる項目として地方債があります。地方債は、将来償還していく義務があるため負債へ計上されます。また、地方債は、公共資産などの住民サービスを提供するために保有する財産の財源として見た場合、住民サービスを受ける世代間の公平性の観点から発行されると言われています。このため、負債は「**将来世代が負担する部分**」という見方ができます。

「純資産」とは、資産と負債の差額です。純資産に計上される主たる項目として補助金や一般財源があります。上記地方債の場合と同様に住民サービスを提供するために保有する財産の財源として見た場合、純資産は「**現在までの世代が負担した部分**」という見方ができます。

<図表 1 平成25年度都城市貸借対照表>

貸借対照表（普通会計）

（平成25年3月31日現在）

（単位：百万円）

借	方	貸	方
[資産の部]		[負債の部]	
1 公共資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方債	68,452
①生活インフラ・国土保全	143,545	(2) 長期未払金	
②教育	52,534	①物件の購入等	0
③福祉	5,134	②債務保証又は損失補償	0
④環境衛生	21,966	③その他	0
⑤産業振興	24,182	長期未払金計	0
⑥消防	4,062	(3) 退職手当引当金	10,970
⑦総務	19,289	(4) 損失補償引当金	0
有形固定資産合計	270,711	固定負債合計	79,421
(2) 売却可能資産	32		
公共資産合計	270,743		
2 投資等		2 流動負債	
(1) 投資及び出資金		(1) 翌年度償還予定地方債	7,363
①投資及び出資金	1,289	(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）	0
②投資損失引当金	△ 10	(3) 未払金	0
投資及び出資金計	1,279	(4) 翌年度支払予定退職手当	1,117
(2) 貸付金	736	(5) 賞与引当金	600
(3) 基金等		流動負債合計	9,079
①退職手当目的基金	1,567		
②その他特定目的基金	16,535	負債合計	88,500
③土地開発基金	1,741		
④その他定額運用基金	428		
⑤退職手当組合積立金	0		
基金等計	20,271		
(4) 長期延滞債権	1,275		
(5) 回収不能見込額	△ 595		
投資等合計	22,966		
3 流動資産		[純資産の部]	
(1) 現金預金		1 公共資産等整備国県補助金等	52,827
①財政調整基金	3,782	2 公共資産等整備一般財源等	187,397
②減債基金	6,991	3 その他一般財源等	△ 22,511
③歳計現金	1,590	4 資産評価差額	98
現金預金計	12,363	純資産合計	217,811
(2) 未収金			
①地方税	272		
②その他	32		
③回収不能見込額	△ 65		
未収金計	240		
流動資産合計	12,602		
資産合計	306,311	負債・純資産合計	306,311

（注）四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

2. 資産の内訳

「資産」は、大きく公共資産、投資等、流動資産に分類されます。

1) 公共資産

「公共資産」は「有形固定資産」と「売却可能資産」から構成されており、資産の大部分を占めています。都城市の貸借対照表でも、資産総額が 306,311 百万円であるのに対して公共資産合計は 270,743 百万円であり、資産総額の 88.4%に達しています。

「有形固定資産」とは、長期間にわたって住民サービスを提供するために使用されているもので、具体的には、土地、建物、機械装置などが該当します。ここに計上されている金額は、昭和 44 年度以降（※ 1）に取得したものの累計額から減価償却の累計額を差引いた後の金額となっており、都城市では 270,711 百万円となっています。

また、「有形固定資産」は、行政目的別に区分されています。これは、自治体が提供する住民サービスの種類が多岐にわたっているため、こういった分野の資産を持っているかを把握することが有用と考えられているためです。都城市の目的別有形固定資産計上額を見ると、金額の大きい順に、生活インフラ・国土保全が 143,545 百万円（構成比 53.0%）、教育が 52,534 百万円（同 19.4%）、産業振興が 24,182 百万円（同 8.9%）となっています。道路や公営住宅などのインフラ整備、学校や体育・文化施設などの教育文化施設、農道や農地・観光施設などの整備に力を入れてきたことがわかります。

一方、「売却可能資産」とは、公共資産のうち、遊休資産や未利用資産など、現在行政目的のために使用されていない資産を計上するのが原則ですが、今回は翌年度に予算計上され売却が比較的確実なものを計上しています。都城市では山村定住住宅の売却が予定されていて、32 百万円を計上しています。

※ 1 地方財政状況調査表のデータが昭和 44 年度から蓄積されており、そのデータを活用して有形固定資産の金額を計算しています。今後は、固定資産台帳を整備し現況に即した固定資産の金額を計算する必要があります。

2) 投資等

「投資等」には、公社や第三セクター等への出資金や貸付金、基金、回収期限が到来してから 1 年以上回収できていない債権（長期延滞債権）などの資産が計上されます。

① 投資及び出資金

「投資及び出資金」のうち主要なものは、公営企業や公社、第三セクター等に対する出資金・出えん金です。これらは地方三公社、第三セクター等を通じた行政サービスの提供に活用されているものです。都城市の場合、投資及び出資金は 1,289 百万円と資産総額の 0.4%を占めています。

また、「投資損失引当金」とは、連結対象となる会計・団体・法人の財政状況が一定以上悪化した場合、その損失に備えて計上される科目であり、マイナス金額で計上されます。都城市の場合、10 百万円を計上しており、財政状況が悪化した公営企業会計や公社、第三セクターを抱えていることがわかります。

② 貸付金

「貸付金」には、畜産関係振興などの産業振興目的の貸付金や、奨学資金などの教育目的の貸付金など多岐にわたる貸付金があります。都城市では 736 百万円を計上しています。

なお、返済期限が到来しているにもかかわらず回収されていない貸付金は、「未収金」あるいは「長期延滞債権」として別に計上されるため、「貸付金」に計上されている額は、返済期限が到来していない債権の額となります。

③ 基金等

基金には、特定の目的のために資金を積み立てる（資金を使用する際は、積み立てた基金を取り崩して使用する）「特定目的基金」と、特定の目的のために定額の資金を運用する（資金を使用する際は、基金の運用益を使用する）「定額運用基金」があります。貸借対照表では、「退職手当目的基金」と「その他特定目的基金」が特定目的基金に該当し、「土地開発基金」と「その他定額運用基金」が定額運用基金に該当します。都城市では、20,271 百万円（構成比 6.6%）を計上しています。これらは、将来の支出に対する財源の備えといえますので、多いことが望ましいことはいうまでもありません。（ただし、負債を抱えて基金を積み立てる場合もあります。）

④ 長期延滞債権

「長期延滞債権」とは、納期限や回収期限から 1 年以上経過しているにもかかわらず、いまだ現金収入されていない債権を指します。都城市の場合は 1,275 百万円計上していますが、これらを減少させていく、あるいはできる限り発生させないようにする必要があります。「長期延滞債権」はできる限り少ない方が良いといえるでしょう。

⑤ 回収不能見込額

「貸付金」及び「長期延滞債権」のうち回収不能となることが見込まれる金額を「回収不能見込額」として表示しています。回収不能となる金額は、個別の債権ごとに、あるいは過去の回収不能実績をもとに一括して見積ります。

都城市の場合、「貸付金」と「長期延滞債権」の合計額 2,011 百万円のうち 595 百万円を「回収不能見込額」として計上しています。今後、残りの 1,416 百万円が適正に回収できるように、努力する必要があります。

3) 流動資産

「流動資産」には、現金、必要に応じて柔軟に使える基金（財政調整基金・減債基金）、税金等の未収金が計上されます。

① 現金預金

「現金預金」には「財政調整基金」、「減債基金」、「歳計現金」があります。「財政調整基金」や「減債基金」は将来の収入源や不足の支出、地方債の償還に備えて積み立てている基金です。これらの残高が多ければ今後の財政運営に比較的余裕があると言えます。また、「歳計現金」はその年度の収入から支出を差引いた残高です。都城市では、現金預金の合計として 12,363 百万円を計上しています。

② 未収金

「未収金」は、その年度の歳入として調定したがまだ収入がないものを、「地方税」と地方税以外の「その他」に区分して表示しています。なお、納付（回収）期限から1年以上経過した債権は長期延滞債権に計上されますので、「未収金」には、滞納期間が1年未満の債権が計上されていることになります。また、長期延滞債権と同様に回収不能見込額も計上されます。

都城市では、地方税とその他を合わせて304百万円の未収金を計上していますが、回収不能見込額を差引くと、240百万円が将来現金として収入が見込まれる金額となります。

3. 負債の内訳

「負債」は、「固定負債」、「流動負債」に分類されます。

1) 固定負債

「固定負債」とは、決算締め日から1年以降に支払や返済が行われる予定のものをいいます。

① 地方債

「地方債」には、地方債のうち翌々年度以降に償還されるものが計上されます。したがって、地方債残高の総額は、固定負債の「地方債」と流動資産の「翌年度償還予定地方債」を合計したものになります。

都城市の場合、固定負債の「地方債」に68,452百万円を計上しており、「翌年度償還予定地方債」と合算した地方債残高の総額は75,814百万円となっています。

② 長期未払金

「長期未払金」とは、既に物件の引渡しやサービスの提供を受けたものについて、未だ支払っていない額、あるいは債務保証や損失補償の履行が確定した額などです。例えば、公共資産を分割払いで購入したときなどに計上されます。

③ 退職手当引当金

「退職手当引当金」は、翌年度退職予定職員を除く全職員が当該年度末時点で退職した場合に必要な退職手当額であり、将来、職員が退職した時点で支払う必要がある金額です（実際に退職する時点ではさらに大きな金額となります）。したがって、退職手当引当金に見合う「退職手当目的基金」が十分に計上されていない場合、その差額分の退職手当の支払は将来の税収などにより賄わなければなりません。

都城市では、10,970百万円の退職手当引当金を計上しています。これに対して退職手当目的基金は1,567百万円しか積み立てられていない状況にあります。その差額9,403百万円は、将来の税収や財政調整基金等の取崩しなどで賄うこととなります。

2) 流動負債

「流動負債」とは、1年以内に支払や返済をしなければならないものをいいます。

① 翌年度償還予定地方債

地方債のうち翌年度償還予定額です。都城市では7,363百万円を計上しています。

② 短期借入金

収支が不足した場合は翌年度の予算から前借りすることになりますが、この前借り額（収支不足額）が「短期借入金（翌年度繰上充用金）」として計上されます。

都城市では収入から支出を差し引いた額が黒字のため、収支不足はありません。

③ 未払金

固定負債の長期未払金が翌々年度以降の支出予定額であるのに対し、翌年度支出予定額は「未払金」として計上されます。

④ 翌年度支払予定退職手当

「翌年度支払予定退職手当」とは、職員に支払う退職手当のうち翌年度支払予定額です。したがって、この「翌年度支払予定退職手当」と固定負債の「退職手当引当金」を合計した額が、現時点で全職員退職した場合に必要な退職手当の額となります。

⑤ 賞与引当金

「賞与引当金」とは、翌年度に支給される賞与のうち当年度に発生した部分です。

都城市では6月と12月に賞与が支給されます。翌年度の6月に支給される賞与は、当年度の12月から翌年度の5月までの勤務に対して支払われていると考えられます。すなわち、翌年度に支給されるものの、その支給原因は当年度の12月から3月の4ヶ月間にもあるということになりますので、25年度中の4ヵ月分に相当する額600百万円を25年度のコストとして認識するとともに同額を負債として計上しています。

4. 純資産の内訳

「純資産」は、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他の一般財源等、資産評価差額に分類されます。

1) 公共資産等整備国県補助金等

「公共資産等整備国県補助金等」とは、住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち国・県から補助を受けた部分です。

2) 公共資産等整備一般財源等

「公共資産等整備一般財源等」とは、住民サービスを提供するために財産を取得した財源のうち、上記の国県補助金と建設地方債を除いた部分です。

3) その他一般財源等

「その他一般財源等」とは、公共資産等以外の資産から公共資産等整備財源以外の負債を差し引いた額です。したがって、翌年度以降に自由に使用できる財源ということになります。多くの自治体で、この「その他一般財源等」が負の数値になることが予想されています。このような状況が発生するのは、資産形成を伴わない負債が存在し、その支払に対する積立がなされていないためです。

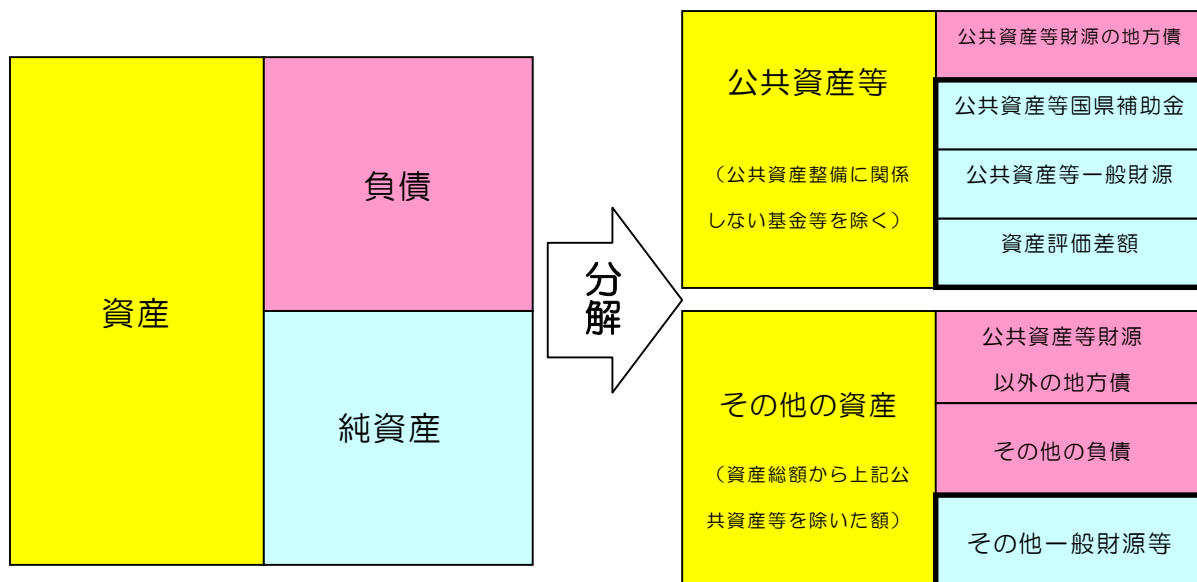
4) 資産評価差額

「資産評価差額」とは「売却可能資産」の取得価格と売却可能価格との差額や、「投資及び出資金」のうち市場価格のある有価証券の取得価格と時価との差額などです。資産

の再評価により増加あるいは減少した額が計上されます。

5. バランスシートの分解

以上について、貸借対照表を分解して表してみます。



このように、純資産は公共資産等の財源として既に投下された財源と、その他の資産の財源つまり、まだ投下されていない自由な財源に分解できます。したがって、「純資産が大きい」からといって、将来の財源が潤沢であることと同じでないことに注意する必要があります。

＜図表１－２ 平成２５年度都城市貸借対照表の構成＞

公共資産等の構成		流動資産等の構成	
公共資産	公共資産整備 地方債等 44,003	投資等 〔公共資産整備に 関係しないもの〕 9,384	公共資産整備 以外の地方債 31,811
270,743	公共資産整備 国県補助金等 52,827	流動資産	その他の負債 12,686
投資等 〔公共資産整備に 関係するもの〕 13,582	公共資産整備 一般財源等 187,397	12,602	その他の一般財源 △22,511
	資産評価差額 98		(単位：百万円)

(注) 四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

図表１－２を見ると、都城市の資産がどのような財源で賄われているかがわかります。

公共資産等で見ると、都城市の場合「公共資産」と「投資等」の合計額 284,325 百万円に対して、約 15.5%を将来負担（地方債等）、約 18.6%を国県補助金等で賄い、残りの約 65.9%を一般財源等により負担済みであることがわかります。

流動資産等を見ると、その他一般財源等が 22,511 百万円のマイナスとなっています。翌年度以降に自由に使用できる財源がマイナスということは、すなわち、翌年度以降の負担額のうち 22,511 百万円については使途が既に拘束されているということになります。具体的には、退職手当引当金や臨時財政対策債などの地方の赤字補てん債など資産形成につながらない（将来に負担のみを残している）負債に対して、それらの支出に対する備えが十分に蓄えられていないことを表しています。その他一般財源等のマイナス額が大きいことは好ましいことではありません。ただし、都城市だけが負数となっているわけではなく、多くの団体は多かれ少なかれその他一般財源等はマイナスになるものと思われます。特に、臨時財政対策債や減税補てん債などの赤字補てん債は、地方交付税の代替措置として発行が認められたものであり、償還財源は将来の地方交付税により賄うことが見込まれています。

6. 注記

貸借対照表には本表以外に注記情報も記載されています。注記情報から何が読み取れるか見ていきます。

<図表１－３ 平成２５年度都城市貸借対照表の注記情報>

貸借対照表（普通会計）の注記			
※１ 他団体及び民間への支出金により形成された資産	①生活インフラ・国土保全	1,957	百万円
	②教育	3,860	百万円
	③福祉	2,219	百万円
	④環境衛生	3,883	百万円
	⑤産業振興	15,403	百万円
	⑥消防	48	百万円
	⑦総務	572	百万円
	計	27,942	百万円
上の支出金に充当された財源	①国県補助金等	11,009	百万円
	②地方債	2,656	百万円
	③一般財源等	14,277	百万円
	計	27,942	百万円
※２ 債務負担行為に関する情報	①物件の購入等	3,438	百万円
	②債務保証又は損失補償	60	百万円
	（うち共同発行地方債に係るもの）	0	百万円
	③その他	9,543	百万円
※３ 地方債残高（翌年度償還予定額を含む）のうち56,335,175千円については、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれているものです。			
※４ 普通会計の将来負担に関する情報			
		[内訳]	
		負債計上	注記
		【（翌年度償還予定）地方債・（長期）未払金・引当金】	【契約債務・偶発債務】
普通会計の将来負担額	107,041 百万円		
[内訳] 普通会計地方債残高	75,814 百万円	75,814 百万円	
債務負担行為支出予定額	643 百万円	0 百万円	643 百万円
公営事業地方債負担見込額	17,513 百万円		17,513 百万円
一部事務組合等地方債負担見込額	0 百万円		0 百万円
退職手当負担見込額	13,071 百万円	13,071 百万円	
第三セクター等債務負担見込額	0 百万円	0 百万円	0 百万円
連結実質赤字額	0 百万円		0 百万円
一部事務組合等実質赤字負担額	0 百万円		0 百万円
基金等将来負担軽減資産	107,495 百万円		
[内訳] 地方債償還額等充当基金残高	27,862 百万円		
地方債償還額等充当歳入見込額	9,830 百万円		
地方債償還額等充当交付税見込額	69,804 百万円		
(差引) 普通会計が将来負担すべき実質的な負債	△ 455 百万円		
※５ 有形固定資産のうち、土地は68,695,942千円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は216,299,790千円です。			
※６ 売却可能資産の範囲は平成25年度当初予算において、財産収入として措置されている公共資産です。			
※７ 売却可能額の算定方法は、鑑定評価に基づくものです。			

（注）四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

他団体及び民間への支出金により形成された資産

地域住民のための資産整備は、自団体で行う資産整備以外にも他団体及び民間への支出金により形成されますので、貸借対照表に計上された資産にこの注記金額を合算して見ることにより、全体でこれまでにどれだけの資産整備を行ってきたかがわかります。なお、貸借対照表に計上されている有形固定資産と同様、減価償却を行ったものとして金額を算定しますので、記載されている金額は減価償却額控除後の金額となります。

都城市では、他団体及び民間への支出金により形成された資産が総額で 27,942 百万円あり、自団体で整備した公共資産の約 1 割に相当する資産が他団体及び民間他団体及び民間を通じて形成されています。また、そのうち産業振興費が 15,403 百万円（構成比 55.1%）と大きな割合を占めていることがわかります。

1) 債務負担行為に関する情報

「債務負担行為に関する情報」には、貸借対照表の「長期未払金」「未払金」に計上されたもの以外に将来負担となる可能性があるものが計上されています。

都城市の場合、物件の購入等に 3,438 百万円、債務保証又は損失補償に 60 百万円、その他（利子補給など）9,543 百万円を計上しています。これらはすぐに負担が発生するものではありませんが、その内容や今後の推移に注意が必要です。

2) 交付税措置地方債の金額

地方債の中には、その償還財源として地方交付税に見込まれるものが存在しますので、その金額が注記されています。

都城市では、地方債残高 75,814 百万円のうち 56,335 百万円については、将来の地方交付税の算定基礎に含まれることが見込まれています。ただし、あくまでも算定基礎に含まれるだけであって、必ず交付されるとは限らないことに注意が必要です。昨今の地方交付税改革の動向や国の地方交付税特別会計の持続可能性等を考えると、決して楽観できるものではないでしょう。

3) 普通会計の将来負担に関する情報

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき健全性を判断する比率の一つである「将来負担比率」に関する情報が記載されています。普通会計の将来負担として見込まれる金額及び将来負担を軽減する財源として見込まれる金額がわかります。

都城市では、107,041 百万円の将来負担に対して 107,495 百万円の将来負担軽減資産を確保していることとなります。

4) 土地及び減価償却累計額

有形固定資産のうち土地の金額と減価償却累計額が注記されています。これにより土地以外の償却資産もわかりますので、どの程度減価償却が進んでいるかを把握することができます。

都城市では、有形固定資産合計額 270,711 百万円のうち土地が 68,696 百万円ですので、償却資産は差額の 202,015 百万円です。これに対して、減価償却累計額は 216,300 百万円ですので、償却資産の取得価格 418,315 百万円（＝202,015 百万円＋216,300 百万円）に対して、約 51.7%の償却が進んでいることとなります。

第2節 行政コスト計算書の読み方

1. 行政コスト計算書とは

1) 行政コスト計算書の役割

行政コスト計算書は、4月1日から3月31日までの1年間の行政活動のうち福祉やごみ収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、その直接の対価として得られた財源を対比させた財務書類です。

今までの官庁会計にはない発生主義に基づき計上されています。

2) 行政コスト計算書の構成要素と性質別・目的別行政コスト

行政コスト計算書は「経常行政コスト」と「経常収益」からなり、これらを差し引いたものが、「純経常行政コスト」になります。また、行政コスト計算書は性質別と行政目的別（行政分野別）のマトリックス形式で表示されます（図表2-1参照）。

2. 経常行政コスト、経常収益と純経常行政コスト

都城市の行政コスト計算書では、資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供するために要した経費の金額を経常行政コストで表し、施設利用料などの主に行政サービス提供の過程で得られた受益者負担を経常収益で表しています。行政サービスを提供するうえで最も重要な財源である税金や地方交付税は経常収益に含めないため、経常行政コストと経常収益とを比べると一般的には大幅なコスト超過になります。

このように、経常行政コストと経常収益との差し引きで表される純経常行政コストは、民間企業の損益計算書で表される利益の概念とは異なることがわかります。この純行政コストは、後に出てくる純資産変動計算書において、税金や地方交付税等によって賄われることになります。

<図表２－１ 平成２５年度都城市行政コスト計算書>

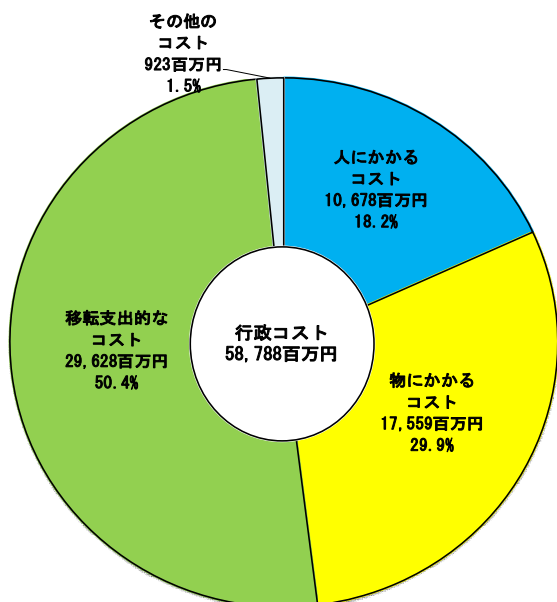
行政コスト計算書（普通会計）														
自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日														
【経常行政コスト】													（単位：百万円）	
		総 額	（構成比率）	生活インフラ・ 国土保全	教 育	福 祉	環 境 衛 生	産 業 振 興	消 防	総 務	議 会	支 払 利 息	回収不能 見込計上額	その他 行政コスト
人にかか るコスト	(1)人件費	9,136	15.5%	939	1,145	1,131	773	1,133	1,334	2,348	333			0
	(2)退職手当引当金繰入等	943	1.6%	102	101	128	81	125	126	271	8			0
	(3)賞与引当金繰入額	600	1.0%	63	63	78	54	76	74	172	20			0
	小 計	10,678	18.2%	1,104	1,309	1,337	908	1,334	1,534	2,791	361			0
物にかか るコスト	(1)物件費	7,514	12.8%	528	1,953	631	2,261	482	182	1,458	18			0
	(2)維持補修費	588	1.0%	479	64	10	13	3	4	14	0			
	(3)減価償却費	9,457	16.1%	4,160	1,478	321	1,092	1,485	230	691	0			
	小 計	17,559	29.9%	5,167	3,495	963	3,366	1,970	417	2,163	18			0
移 転 支 出 的 な コ ス ト	(1)社会保障給付	16,739	28.5%		131	16,592	16							
	(2)補助金等	2,241	3.8%	25	372	501	202	650	76	407	9			0
	(3)他会計等への支出額	8,427	14.3%	1,119	0	6,402	125	781	0	0	0			0
	(4)他団体への 公共資産整備補助金等	2,222	3.8%	55	14	206	824	1,031	0	92				0
	小 計	29,628	50.4%	1,199	516	23,700	1,167	2,462	76	499	9			0
そ の 他 の コ ス ト	(1)支払利息	957	1.6%									957		
	(2)回収不能見込計上額	△ 33	-0.1%										△ 33	
	(3)その他行政コスト	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	小 計	923	1.6%	0	0	0	0	0	0	0	0	957	△ 33	0
経 常 行 政 コ ス ト a		58,788		7,469	5,321	26,000	5,441	5,767	2,026	5,453	388	957	△ 33	0
(構 成 比 率)				12.7%	9.1%	44.2%	9.3%	9.8%	3.4%	9.3%	0.7%	1.6%	-0.1%	0.0%
【経常収益】														一般財源 振替額
1 使 用 料 ・ 手 数 料 b		1,041		367	48	112	121	3	2	105	0	0		282
2 分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金 c		2,021		0	0	1,139	619	3	227	12	0	0		21
経 常 収 益 合 計 (b + c) d		3,062		367	48	1,251	740	6	230	116	0	0	0	303
d/a		5.21%		4.9%	0.9%	4.8%	13.6%	0.1%	11.4%	2.1%	0.0%	0.0%		
(差引)純経常行政コスト a－d		55,726		7,103	5,272	24,749	4,701	5,760	1,797	5,337	388	957	△ 33	△ 303

（注）四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

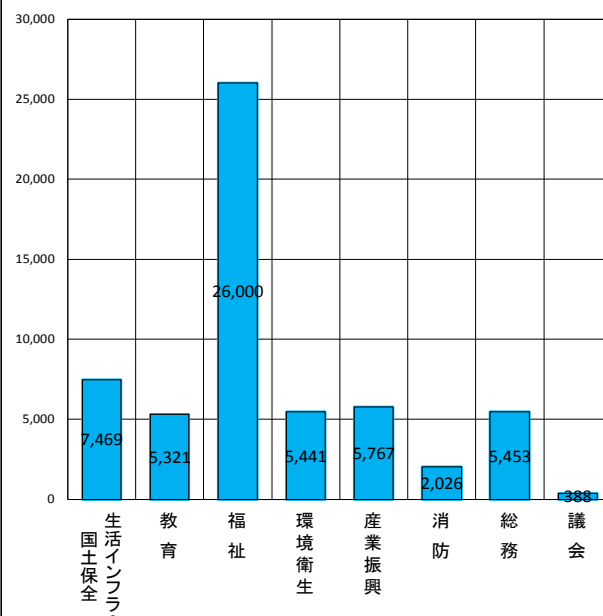
<図表２－２ 性質別行政コスト内訳グラフ>

平成25年度行政コスト区分別割合

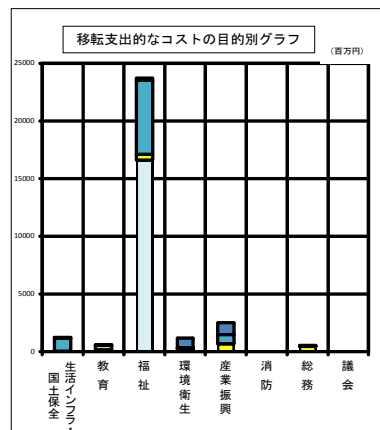
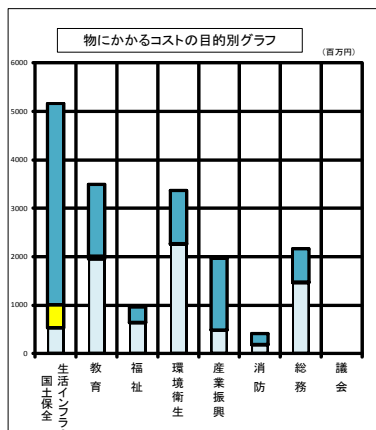
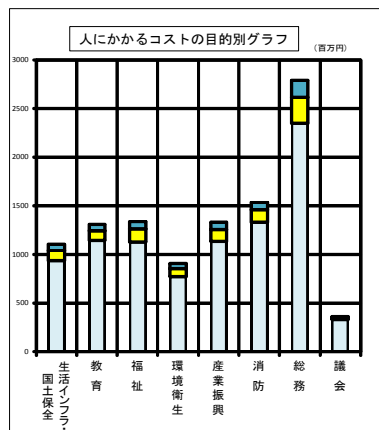
(百万円)



平成25年度行政コストの目的別グラフ



行政コスト内訳



3. 行政コストの内訳とコスト構造

さらに、行政コスト計算書を性質別と目的別に分けて見ていきます。

1) 性質別行政コストの内訳とコスト構造

都城市の行政コスト計算書を性質別にその内訳を見ると人件費は 9,136 百万円、物件費は 7,514 百万円、補助金等は 2,241 百万円となっています。同じ行政サービスを提供する場合でも、職員自らがその活動を行えば人件費の金額と割合が大きくなります。一方で、外部に委託してサービスを提供すると、物件費の割合が高くなります。その他にも、自前の施設を用いて行政サービスを提供する自治体は減価償却の割合が高くなり、施設を賃借し行政サービスを提供する自治体では物件費の割合が高くなります。このように、どのような手法で行政サービスを提供するかによって、コスト構造は異なることになります。逆の言い方をすれば、コスト構造を他の自治体と比較することで、その自治体の行政サービス提供の特徴を見出すことができます。

2) 目的別行政コストの内訳とコスト構造

経常行政コストを目的別に見ていくことで、その自治体がどのような行政分野に力を入れているかを把握することができます。都城市では、福祉（構成比 44.2%）がトップで、社会保障給付が主な要因と考えられます。また、広大な面積を持つ都城市では、生活インフラ・国土保全の割合も高くなっています（同 12.7%）。

目的と性質をクロスして見ることで、さらに細かな分析が可能になります。

4. 経常収益の内訳と分析

経常収益は、性質別には使用料・手数料と分担金・負担金・寄附金に分けて表示します。使用料・手数料は、施設を利用した際に徴収する料金など、いわゆる受益者負担金の 1 年間の調定額を表しています。分担金・負担金・寄附金もそれぞれ 1 年間の調定額を表しています。

これらの経常収益を教育、福祉、環境衛生などの目的別に見ることで、どのような行政分野がどの程度の受益者負担で賄われているかを見ることができます。

例えば、都城市の行政コスト計算書では、経常行政コストと経常収益合計との比率（ d/a ）は、環境衛生 13.6%、消防 11.4%、福祉 4.8%となっており、全体では 5.21%と、経常行政コストの多くが受益者負担以外の税金等で賄われていることがわかります。

なお、経常収益の右端にある一般財源振替額とは、特定の目的のために徴収した使用料等が、その事業に費やした経費を上回った金額のことです。

第3節 純資産変動計算書の読み方

1. 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が1年間でどのように変動したかを表している計算書です。

第1節で見たように、純資産の部は今までの世代が負担してきた部分ですので、1年間で今までの世代が負担してきた部分が、どのように増えたのか（減ったのか）がわかります。

2. 純資産変動計算書の内容

都城市の純資産変動計算書をいくつかの部分に分けて、その内容を見ていきます。

＜図表3－1 平成25年度都城市純資産変動計算書＞

純資産変動計算書(普通会計)					
自 平成25年4月 1日					
至 平成26年3月31日					
	(単位:百万円)				
	純資産合計	公共資産等整備 国県補助金等	公共資産等整備 一般財源等	その他 一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高	210,953	49,321	184,826	△ 23,363	169
純経常行政コスト	△ 55,726			△ 55,726	
一般財源					
地方税	18,026			18,026	
地方交付税	20,810			20,810	
その他行政コスト充当財源	3,788			3,788	
補助金等受入	19,954	5,767		14,187	
臨時損益					
災害復旧事業費	△ 96			△ 96	
公共資産除売却損益	165			165	
投資損失	7			7	
科目振替					
公共資産整備への財源投入			2,816	△ 2,816	
公共資産処分による財源増		△ 15	△ 24	39	0
貸付金・出資金等への財源投入			3,559	△ 3,559	
貸付金・出資金等の回収等による財源増		0	△ 1,791	1,791	
減価償却による財源増		△ 2,247	△ 7,210	9,457	
地方債償還に伴う財源振替			5,220	△ 5,220	
資産評価替えによる変動額	△ 71				△ 71
無償受贈資産受入	0				0
その他	0			0	
期末純資産残高	217,811	52,827	187,397	△ 22,511	98

(注) 四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

1) 純経常行政コストと財源

純経常行政コストに対して一般財源及び経常的な補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、純経常行政コストが受益者負担以外の経常的な財源によりどの程度賄われているかがわかります。

都城市では、純経常行政コスト 55,726 百万円に対して、地方税などの一般財源で 42,624 百万円、経常的なコストに対する補助金で 19,954 百万円であり、辛うじて純経常行政コストを賄えている状況です。

臨時損益

経常的なコストや財源のほかに、災害復旧事業費や公共資産の除売却・投資の損失など、臨時的な要因によるコストや収益も発生します。

都城市では 96 百万円の災害復旧事業費のほか、公共資産除売却に伴う利益 165 百万円、投資及び出資金の時価もしくは実質価格の下落による投資損失 7 百万円が臨時損益として発生していることがわかります。

2) 科目振替

1)、2) に記載した事項が主な純資産の変動要因になりますが、資本的な収入及び支出に伴う純資産内部の振替が発生します。具体的には以下のようなものがあります。

① 公共資産整備への財源投入、貸付金・出資金への財源投入

これは、財源として拘束されていなかった一般財源が、公共資産や貸付金、出資金の財源として使用される（資本的支出）ことにより、公共資産等整備一般財源として拘束されることを表しています。

都城市では、2,816 百万円の一般財源が公共資産整備に、3,559 百万円の一般財源が貸付金・出資金等に投下されたことがわかります。

② 公共資産処分による財源増、貸付金・出資金等の回収による財源増

これは、公共資産等の財源として拘束されていた財源が、公共資産の処分や貸付金・出資金等の回収により用途の自由な一般財源として回収された（資本的収入）ことを表しています。

都城市では、公共資産の処分・売却により 39 百万円の一般財源が増加したことがわかります。また、貸付金・出資金等の回収等により 1,791 百万円の一般財源が回収されたことがわかります。

③ 減価償却による財源増

これは、②と同様に、公共資産等の財源として拘束されていた財源が、公共資産の減価償却（価値減少）に伴い一般財源として回収されたことを表しています。

都城市では、行政コスト計算書上でコストとして計上された減価償却費 9,457 百万円のうち、国県補助金等を財源とする部分 2,247 百万円と公共資産整備一般財源等を財源とする部分 7,210 百万円が、その他一般財源へ振り替えられています。

ただし、前述の行政コスト計算書の減価償却費として、その他一般財源を減少させていますので、実際にその他一般財源が増加したわけではありません。

④ 地方債償還に伴う財源振替

公共資産等整備の財源として発行された地方債を償還することにより、公共資産等整備の財源のうち、地方債によって賄われていた部分が一般財源に置き換わることとなります。すなわち、公共資産等整備財源として発行した地方債を償還することは、公共資産等整備への財源投入と同じ性格を持つということです。したがって、公共資産等整備への財源投入と同様に、償還額をその他の一般財源等から公共資産等整備一般財源へ振り替える必要があります。

都城市では、社会資本整備の財源として発行していた地方債 5,220 百万円を一般財源で償還したため、これが公共資産等整備一般財源等として拘束されたことを表しています。

3) 資産評価に伴う増減

売却可能資産や有価証券の時価評価に伴い、評価による増減額が生じます。また、価値のある資産を無償で受贈したことによる受贈益が発生する場合があります。これらは、潜在的な一般財源を増減させますので、資産評価差額の増減として計上します。

これらの純資産が変動した結果、都城市では全体として 6,858 百万円の純資産増加がありましたが、拘束的な公共資産等整備国県補助金等が 3,506 百万円増加し、公共資産等整備一般財源等が 2,571 百万円増加していることがわかります。また、非拘束的なその他一般財源は 852 百万円増加していることがわかります。

第4節 資金収支計算書の読み方

1. 資金収支計算書とは

資金収支計算書は、歳計現金（＝資金）の出入りの情報を性質の異なる3つの区分（活動）に分けて表示した財務書類です。3つの区分とは「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」及び「投資・財務的収支の部」です。

まず経常的収支の部には、人件費や物件費などの支出と税金や手数料などの収入が計上されており、日常の行政活動による資金収支の状況が表示されています。

次に公共資産整備収支の部では、公共資産の整備などによる支出とその財源である補助金・借金などによる収入が計上されており、いわゆる公共事業に伴う資金の使途とその財源の状況が表示されます。

最後に投資・財務的収支の部には、出資、貸付金、基金の積立、借金などの返済などによる支出とその財源である補助金、借金、貸付金元金の回収などの収入が計上されており、投資活動や借金の返済（財務活動）による資金の出入りの状況が表示されます。

以上の3つの区分で表される資金収支計算書からは、自治体のどのような活動に資金が必要とされ、それをどのように賄ったのかがわかるとともに、歳計現金をどのような性質の活動で獲得し、または使用しているのかを読み取ることができます。

2. 経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の関係

資金収支計算書の3つの区分は、経常的収支の部で生じた収支余剰（黒字）で公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の収支不足（赤字）を補てんするという関係になります。

経常的収支の黒字よりも公共資産整備収支と投資財務的収支の赤字合計が大きい場合は、期首にあった歳計現金が減少していることを表しています。

なお、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支の合計は、その年度の歳計現金の増減額と一致します。

3. 経常的収支の部の内訳

＜図表４－１ 平成２５年度都城市資金収支計算書（経常収支の部）＞

(単位:百万円)	
1 経 常 的 収 支 の 部	
人件費	11,038
物件費	7,514
社会保障給付	16,739
補助金等	2,241
支払利息	957
他会計等への事務費等充当財源繰出支出	6,781
その他支出	683
支 出 合 計	45,952
地方税	18,195
地方交付税	20,810
国県補助金等	13,415
使用料・手数料	1,042
分担金・負担金・寄附金	1,542
諸収入	680
地方債発行額	3,155
基金取崩額	936
その他収入	3,071
収 入 合 計	62,844
経 常 的 収 支 額	16,892

(注) 四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

支出には、人件費、物件費などの日常的な行政サービスに必要な支出項目が並んでいます。また、歳入歳出決算では公債費に含まれている地方債の利息部分や、他会計等に対する繰出金のうち事務費等の充当財源も経常的収支の部に計上されます。

都城市では、金額の大きい順に、社会保障給付 16,739 百万円、人件費 11,038 百万円、物件費 7,514 百万円などとなっており、合計で 45,952 百万円の支出があることがわかります。

一方、収入には、地方税、地方交付税などの日常の行政サービスのための支出を賄う収入（財源）が計上されています。また、地方債発行額が計上されていますが、これは、臨時財政対策債などのいわゆる赤字補てん債の発行を表しています。

都城市では、金額の大きい順に、地方交付税 20,810 百万円、地方税 18,195 百万円、国県補助金等 13,415 百万円などとなっており、大部分を国などに依存していることがわかります。経常的収入の合計は 62,844 百万円であり、経常的収支額は 16,892 百万円の黒字となっています。

4. 公共資産整備収支の部の内訳

＜図表４－２ 平成２５年度都城市資金収支計算書（公共資産整備収支の部）＞

(単位:百万円)	
２ 公 共 資 産 整 備 収 支 の 部	
公共資産整備支出	12,927
公共資産整備補助金等支出	2,222
他会計等への建設費充当財源繰出支出	183
支 出 合 計	15,332
国県補助金等	6,540
地方債発行額	5,098
基金取崩額	11
その他収入	491
収 入 合 計	12,140
公 共 資 産 整 備 収 支 額	△ 3,192

(注) 四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

支出には、自団体で社会資本を整備する公共資産整備支出、他団体に補助金を支出して公共資産を整備する公共資産整備補助金等支出、そして他会計への繰出金や補助費等のうち建設費に充てられるものなどが計上されています。

都城市では大部分が自団体で行う公共資産整備に係る支出であり、12,927 百万円が計上されています。合計では 15,332 百万円が公共資産整備のために支出されていることがわかります。

一方、収入には、公共資産整備支出の財源となった国県補助金等、地方債発行額、基金取崩額などが計上されています。

都城市では国県補助金等 6,540 百万円、地方債発行額 5,098 百万円などが計上されており、収入合計は 12,140 百万円となっています。

この結果、公共資産整備収支の額は 3,192 百万円の赤字となっています。

5. 投資・財務的収支の部の内訳

＜図表４－３ 平成２５年度都城市資金収支計算書

（投資・財務的収支の部、歳計現金残高）＞

(単位:百万円)	
3 投資・財務的収支の部	
投資及び出資金	0
貸付金	1,811
基金積立額	4,672
定額運用基金への繰出支出	0
他会計等への公債費充当財源繰出支出	1,476
地方債償還額	8,114
長期末払金支払支出	0
支出合計	16,074
国県補助金等	0
貸付金回収額	1,801
基金取崩額	0
地方債発行額	393
公共資産等売却収入	204
その他収入	29
収入合計	2,427
投資・財務的収支額	△ 13,647
翌年度繰上充用金増減額	0
当年度歳計現金増減額	53
期首歳計現金残高	1,537
期末歳計現金残高	1,590

（注）四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

支出には、借金の返済額、他会計の借金返済に充当するための繰出金や補助金、他団体等に対する出資、貸付金、基金への積立金が計上されています。

都城市では、地方債償還額 8,114 百万円のほか、他会計等への公債費充当財源繰出支出 1,476 百万円が計上されており、表面上の借金とは別の借金的要素を持つ支出があることがわかります。

一方、収入には、支出の財源となった国県補助金等のほか、貸付金の回収額や公共資産の売却収入が計上されています。

都城市では、地方債発行額 393 百万円があり、主なものとして地域振興基金の積立に合併特例事業債を充当しています。収入合計では 2,427 百万円となっています。

この結果、投資・財務的収支額は 13,647 百万円の赤字となっています。

また、都城市の全体の収支をみると、平成２５年度の１年間で 53 百万円の歳計現金が増加し、期末の歳計現金残高は 1,590 百万円となっています。

6. 注記

資金収支計算書には、本表以外に注記情報も記載されています。

＜図表４－３ 平成２５年度都城市資金収支計算書（注記）＞

※１ 一時借入金に関する情報			
① 資金収支計算書には一時借入金の増減は含まれていません。			
② 平成25年度における一時借入金の借入限度額は7,000百万円です。			
③ 支払利息のうち、一時借入金利子は0百万円です。			
※２ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）に関する情報			
収入総額		77,410	百万円
地方債発行額	△	8,646	
財政調整基金等取崩額	△	622	
支出総額	△	77,357	
地方債元利償還額		9,071	
財政調整基金等積立額		1,623	
基礎的財政収支		1,479	百万円

（注）四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

1) 一時借入金に関する情報

一時借入金の借入及び返済は決算上歳入歳出として扱われないため、資金収支計算書にも計上されません。しかしながら、夕張市の財政破綻でも問題になったように、資金繰りに関する情報としては非常に重要な情報です。したがって、資金収支計算書には一時借入金の借入限度額、一時借入金利子の金額が注記されています。

都城市では、一時借入金の借入限度額を 7,000 百万円に設定しています。

2) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）に関する情報

地方債の発行・償還や財政調整基金・減債基金の積立・取崩を除いた、基礎的な収支情報が注記されています。

都城市の場合、１年間で 53 百万円の歳計現金が増加したこと、地方債の元利償還額（9,071 百万円）が地方債発行額（8,646 百万円）を上回っていることなどの要因により、最終的な基礎的財政収支は 1,479 百万円の黒字となっています。

第5節 財務書類4表の関係

財務書類は4つの表から構成されています。

<図表4-4 財務書類4表の関係>

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
1. 公共資産	270,743	1. 地方債	68,452
2. 投資等	22,966	2. その他の負債	20,048
3. 流動資産	12,602	負債合計	88,500
(うち歳計現金)	1,590	純資産の部	
		公共資産等整備財源	240,322
		その他一般財源	△ 22,511
		純資産合計	217,811
資産合計	306,311	負債及び純資産合計	306,311

行政コスト計算書

(期間 平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

経常費用の部	
1. 人にかかるコスト	10,678
2. 物にかかるコスト	17,559
3. 移転支出的なコスト	29,628
4. その他のコスト	923
合計	58,788
経常収益の部	
使用料・手数料 等	3,062
純経常行政コスト (経常費用－経常収益)	55,726

資金収支計算書

(期間 平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

経常的収支の部	16,892
公共資産整備収支の部	△ 3,192
投資・財務的収支の部	△ 13,647
当年度歳計現金増減額	53
期首歳計現金残高	1,537
期末歳計現金残高	1,590

純資産変動計算書

(期間 平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

期首純資産残高	210,953
純経常行政コスト	△ 55,726
一般財源	42,624
補助金等受入	19,954
その他	6
期末純資産残高	217,811

(注) 四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

貸借対照表の純資産には、国・県からの補助金や自団体の財源で既に負担した部分を表していますが、この純資産の変動をあらわしたものが純資産変動計算書になります。純資産変動計算書における純資産変動要因の主なものは、純経常行政コスト（純資産のマイナス要因）と一般財源、補助金受入等（純資産のプラス要因）ですので、純経常行政コストが一般財源、補助金受入等を上回れば純資産が減少し、逆に、一般財源、補助金等受入等が純経常行政コストを上回れば純資産が増加することになります。

貸借対照表は、左側（借方）が財産、右側（貸方）が財源となっており、必ず左側（借方）の合計額と右側（貸方）の合計額が一致しますので、純資産が減少するということは、資産が減少するか、あるいは、負債が増加することになります。逆に、純資産が増加することとは、資産が増加するか、あるいは負債が減少することになります。すなわ

ち、純資産変動計算書において、純経常行政コストが一般財源、補助金受入等を上回る（一般財源及び補助金等で純経常行政コストを賄いきれない）ということは、将来世代への蓄積である資産（基金など）を取崩すか、あるいは将来世代の負担である負債を増加させる結果になるということです。逆に、一般財源、補助金受入等が純行政コストを上回る（一般財源及び補助金等で純行政コストを賄いきったうえで余剰が生じる）ということは、将来世代への資産をさらに蓄積するか、あるいは将来世代の負担である負債を減少させる結果になるということです。

また、行政コスト計算書は、上記で説明した純資産変動計算書における純経常行政コストの詳細な内訳表です。1年間にかけた経常行政コスト総額から受益者負担である経常収益を控除することで、純経常行政コストが算出されます。

最後に、資金収支計算書は歳計現金の動きを表す計算書ですが、期末歳計現金残高は貸借対照表の歳計現金と必ず一致します。すなわち、資金収支計算書は貸借対照表に計上されている歳計現金の増減明細ということになります。

このように、財務書類4表は有機的に結びつくことで、自治体の現状をより詳細・的確に把握できると言えます。